# パブリックコメントの結果について

実施期間 平成30年4月25日(水)から平成30年5月28日(月)までの間に、13件のご意見を頂きました。

	ご意見・ご感想	(対応)
1	特に、高尾山には、ビギナーからベテランまでの登山客、参拝客、観光客、外国人	【利用ルールの普及】
	の旅行客まで、アクセスも公共交通機関、自家用車、団体バスなどの多様な利用者が	p29 2-4 適正な公園利用の推進に関す
	訪れます。リピーターから初めての来訪者まで、知識や情報量も幅が広く、利用ルー	る事項(3)適正な利用に関する施策①利
	ルやGWや紅葉時の6号路一方通行、各ルートの所要時間や見どころなどでトラブル	用マナー・ルールの徹底、及び、②利用者
	が発生したり、十分に満喫できないとの声を耳にしたりします。	等への情報提供の施策に明記いたしてお
		ります。
	そこで、利用促進のために、広く公園利用者への情報提供と同時に、大勢の観光客	
	や外国人が利用する団体バス等の観光・旅行業・旅行代理店などにも利用ルールやタ	効果的な周知方法等について、交通事業
	イムリーな情報提供を行うとともに、高尾山が満喫できるエコツアー企画計画のため	者等も参加している高尾地区自然公園管
	のエクスカーション(訪れた場所で案内人の解説に耳を傾けながら参加者も意見を交	理運営協議会(以下「協議会」という。)
	わし、地域の自然や歴史、文化など、さまざまな学術的内容で専門家の解説を聞くと	でも検討してまいります。
	共に、参加者も現地での体験や議論を行い社会資本に対する理解を深めていく「体験	
	型の見学会」)の機会をつくり、これらを通じて「高尾・陣場ビジョン」や利用ルー	
	ルを普及してほしいと提案します。	
2	高尾山におけるオーバーユース状況の分散のために、魅力ある多様なコースの普及啓	【自治体・地域住民との広域的な連携】
	発が必要です。特に、陣馬山周辺では、東京都と神奈川県側からのアクセスが共に多	p32 2-4 適正な公園利用の推進に関す
	くあり、様々なルートを楽しむため、登山道や施設(指導標識、案内説明標識、休憩	る事項(4)関係団体・関係者との連携に
	施設・トイレなど)の整備や植生保護・森林保全など、利用ルールに沿った自治体・	明記いたしております。
	地域住民との広域的な連携の推進が望まれます。	協議会を開催し、協働型の管理運営を推

		進してまいります。
3	「高尾. 陣場地区自然公園利用ルール」について、最近急激に増加している外国人に	【多言語表示や説明の仕方】
	とって、万国共通の概念と文化、習慣、国民性などの面で異なり解釈が分かれる項目	2-4 適正な公園利用の推進に関する事
	も含まれています。多国語表示や説明の仕方も含めて、検討が必要だと考えます。(何	項(3)適正な利用に関する施策2)、3)、
	故、ルール化しているかという理由を分かりやすく伝えることが大切)	4)、5) 各エリアの施設の維持管理方針
		及び整備方針に明記いたしております。
		適切な多言語表記については、今後、協
		議会でも検討してまいります。
4	明治百年記念事業を受けて、「明治の森国定公園」として、「高尾」と「箕面」の二つ	【明治の森高尾 50 周年記念】
	の自然公園が制定されているが、「箕面」については記念イベントが昨年行われてい	明治の森国定公園 50 周年を記念する取
	るが、「高尾」についても、協議会で連携したイベントを行い、自然公園利用者への	組については、協議会を中心に企画・検討
	PR・啓発の機会とすることが必要と考えます。	してまいります。
5	法規制による厳しい制約 (ハードロー) も必要ですが、「高尾. 陣場地区自然公園利用	【利用ルールを補足等分かりやすく周知】
	ルール」のように、利用者の良識や常識に基づいたマナー・ルールのようなソフトロ	p 29 2-4 適正な公園利用の推進に関
	一が定着し、みんなが見守ることが抑止力に繋がると考えます。しかし、18項目と	する事項(3)適正な利用に関する施策
	数が多い事、示されている文章だけでは、何故守る必要が必要なのか判断しにくい表	1)全エリア共通の施策①利用マナー・ル
	現や語句も含まれています。具体的で、分かりやすい補足説明が十分されることが大	ール ア利用マナー・ルールの徹底
	切です。たとえば、	「高尾. 陣場地区自然公園利用ルール」
		を尊重した利用マナー・ルールの周知徹
	6. ルール化の理由。登山道具使用による損傷の例、防止方法	底を図る。に、「 <u>分かりやすく、より効果</u>
	   12.ルール化の理由。何故、生態系に影響を与える。	的な方法を検討するなどして」を追記しま
		す。

14. ルール化の理由。

- 15.「特に人が多い高尾山1号路や狭い登山道など」とすべき。
- 17. 土地所有者、地権者などの補足説明

国立国定公園を含めて「自然公園」は、持続的可能な利用と保護保全が両立されるこ とが大切で、固有の地域性のある方針(ビジョン)、計画や利用ルールが求められて | ドプラクティスとなる] いると考えます。その点で、利用者が世界一ともいわれ、オーバーユースによる影響 が大きく、ステークホルダー(利害関係者)が複雑な高尾・陣場山地区で協議会を通 して取組もうとしていることについて、大きな期待があります。

「自然公園」は、国民、都民、市民のために、後世にわたって、素晴らしい財産(自 然環境、歴史的文化的遺産など)を残し、保全保護していくために、国や自治体等公 有され一元的に管理されることが理想だと思います。けれども、高尾・陣場の自然公 園は、歴史的にも民有地含めて所有者が多岐にわたり、素晴らしい自然の豊かさが保 全されているのも、所有者はじめステークホルダーの貢献や役割が大きかったと思い ます。その背景の中で、法規制による厳しい制約 (ハードロー) でカバーできない領 域を、利用者の良識や常識に基づいたマナー・ルールのようなソフトローで自然環境 や安全等を守っていこうとすることが、今後の自然公園管理運営のグッドプラクティ スになると思います。

## →下線追記後

「高尾. 陣場地区自然公園利用ルー ル」を尊重し、分かりやすく、より効果 的な方法を検討するなどして周知徹底 を図る。

【マナー・ルールで自然環境等を守るグッ

高尾・陣場地域の皆様との協働型管理運 営を推進してまいります。

## 7 | 意見1

表示等については、ドイツ語、フランス語の表記も行ってください。

#### 理由1

英語圏以外の人もいるため。多言語表示については、羽田空港、成田空港の取組を参考になさってください。

#### 意見2

自動販売機は、災害支援型を設置してください。

#### 理由2

災害時に山岳地からの帰宅困難者の支援について、可能な範囲でお願いします。

## 意見3

都レンジャーは、都の一般職員として採用してあげてください。

#### 理由3

都レンジャーさんが、都庁の一般職員と異なる給与体系だと聞きました。不思議に思います。どの分野でもそうですが、現場を担う職員を大切にしてください。(都の課長クラスは年収 1000 万円あるでしょうから、それを考えると、レンジャーさんは可愛そうに思います。)

# 8 高尾・陣場ビジョンを策定する事は非常に良い事と思います。

内容を拝見しましたが、素案ということですので、資料としての体裁や細かい部分は、 今後ブラッシュアップされて、無駄の無い読み易い物になると思うので指摘はしませ ん。

大筋はアグリーですが、自分の意見として4点あげさせていただきます。

## 【多言語表記の実施】

p29~ 2-4 適正な公園利用の推進に 関する事項(3)適正な利用に関する施策 2)、3)、4)各エリアの施設の維持管理 方針及び整備方針に記載

適切な多言語表記については、今後、地 形や自然環境の保全に配慮し協議会でも 検討してまいります。

## 【自動販売機を災害支援型に】

自販機の設置は、各事業者の取組になりますので、様々な主体が集まる協議会においてもご意見を共有いたします。

【都レンジャー(自然保護指導員)の処遇】 都レンジャーは、一般職非常勤職員の勤 務体系(公募、任期1年、連続4回更新 可、月16日勤務)です。

## 【障害の有る方への配慮】

2-2 管理運営方針(2)管理運営方針 3)快適かつ適正な利用の推進の中で、コ アエリア、バッファエリアともに、ユニバ ーサルデザインの導入を行うと記載し、障

- (1)管理運営方針に障害のある方の利用についての言及が無いのが残念でした。
- (2)保全に関する部分は目新しい事柄は無く、既に実施されているものばかりでは ないでしょうか?明文化が目的なのでしょうか?
- (3) 利用者の多様化による利用マナー・ルールの徹底は地域外(京王線や中央線、 バス) の協力や小学校での啓蒙も積極的に行うべきと思いました。
- (4)細かい事ですが陣場/陣馬は統一した方が良いと思います。行政としての事情 │環境の保全に関する事項を明記したもの もあるのでしょうが、利用者ファーストを一番に考え統一した方がより良いビジョン になると思います。

害を持った方の利用への配慮を行う方針 を明記いたしております。

## 【保全に関する記載について】

管理運営計画として、風致景観及び自然

## 【地域外での普及啓発の実施】

p29 2-4 適正な公園利用の推進に関 する事項(3) 適正な利用に関する施策② 利用者等への情報提供に記載しておりま す。

## 【陣場の場の表記について】

明治の森高尾国定公園の公園計画にお いては、「陣場」を使用していることから、 東京都エリアの表記は場を使用しており ます。

神奈川県エリアの記載は「馬」を使用し ました。

今後の課題として協議会にて検討して まいります。

9 ~高尾・陣場ビジョン~(素案)概要に関し概ね納得のいく内容と感じました。 ただ、計画の実施実績を確認し成果を押さえていく時期を半年ごと位に確実に行わないことには絵に描いた餅になってしまいます。計画の為の計画でしかないようになり

先日も一丁平のトイレが故障し、修理業者の不手際から、トイレの扉が外からのみ開くように工事され、私の知人が閉じ込められました。高尾山のトイレ事情は深刻です。せつかく良いトイレが有るにも拘らず、掃除の徹底がなされていないばかりか、ウオシュレットであるのに通電されず、機能をはたしていない個所もあります。丁寧な美化が望まれます。修理後の点検が必要です。

一号路で植栽がなされました。

ます。

現場を、長期間にわたり高尾山の植物を記録観察、ご本を出版されている先生と5月23日に歩きました。高尾山にそぐわない品種でそれも密植されております。通る登山者が横目でこの植栽状況を観て失笑していました。

自然環境に適した植栽には高尾山を熟知した専門家の知恵を拝し作業後の厳しい点検が必要です。

登山道を大きな音を出して風を起こし掃除をしています。高尾山には早朝には野鳥 も美しい声で囀っています。健康登山に通ってくる方々もいます。高尾山掃除は熊手 で充分だと考えます。騒音を立てることは禁ずるルールの一つに相当すると思われま

【実績、成果の確認について】

p32 2-4 適正な公園利用の推進に関する事項(4)関係団体・関係者との連携に記載

協議会を開催し、進捗状況を確認しつつ 協働型の管理運営を推進してまいります。

## 【トイレの点検等】

p31 2-4 適正な公園利用の推進に関する事項(3) 適正な利用に関する施策2)、3)、4)、5) 各エリアの施設の維持管理 方針及び整備方針に次を追記

(追記後)

○トイレの点検、清掃等により適切な管理 を行う。

## 【植栽について】

高尾山の植栽については、公園事業、-

す。この点検も必要です。

ドローンもなるべく控えて頂きたい思いです。

盗掘、事故等が少ない~高尾・陣場ビジョン~(素案)概要にあるような管理運営には、この地区を愛する人々と共に心と人力で未来に渡して行きたいと願っています。

般許可両者で実施される可能性がありますが、本管理運営計画に則って許認可を行ってまいります。

## 【登山道清掃時のブロワ―音について】

自然公園は、人々の生活の場であり、生活音は、地域の魅力でもあります。地権者をはじめ地域の皆さまのご好意やご協力にて歩かせていただいたり快適な利用環境を提供していただいたりする場所も少なくありません。なにとぞご理解を賜りたく存じます。

なおご意見については、協議会の場にて 共有させていただきます。

# 【ドローンの使用ルールについて】

ドローンの使用については、高尾・陣場 地区自然公園利用ルール17番に次のよう に記載いたしております。

公共目的・防災目的以外での使用は控えましょう。公共、防災目的であっても、使用には、地権者又は管理者等の了解をとりましょう。落下の危険があるので十分注意

10 高尾山が自然豊かでルールを守った利用者が多い背景には、「殺生禁断」と「ごみ持ち帰り運動」の2つが大きく影響していると思います。曖昧にせず、自然のために個人的な欲求を抑える強いメッセージだからこそで、ルールはあいまいでは守ってもらえませんし、伝わりません。その観点で「高尾・陣馬地区自然公園利用ルール~高尾の自然を後世に~(案)」に対して意見を申し上げさせていただきます。

1、ルールは簡潔でなければ伝わりません。伝えるだけではなく、伝わるルールと考えると18項目は多すぎです。

2、山以外の普段の生活でも当然のようなルールは項目を増やすだけで不要と考えます。

(ルール 1、5、9、11 (喫煙)、13、18)

3、高尾山を安全に楽しんでいただくために配慮すべき対象は、高齢者・妊婦・小児・障がい者(車いすの方・聴覚障害者他)だと考えます。昔から高齢者や子連れファミリーが多い山であり、10年くらい前から妊婦の運動に好適な山となり、近年、車椅子での登山も見られるようになってきました。そういった方の安全を最優先にすることが重要で、あいまいにしないルール化が高尾山を守ることになります。

(ルール 9)

イヤホンを使用すると危険なのはトレイルランニングを考えてのことかと思いますが、聴覚障害者はどうすればいいのでしょうか。

(ルール 15)

トレイルランニングの許可と高齢者・妊婦・小児・障がい者(車いすの方・聴覚障害

しましょう。

## 【利用ルールの項目数】

東京都自然公園利用ルール(平成27年)と高尾山利用ルール(平成19年)を統合整理し、更に、ドローン使用、公共交通の利用ルールを新しく追加いたしました関係で、項目数は18項目となりました。

# 【余りに当然なルールは不要】

普及啓発時に説明を加えたり、広報の目的や対象に応じて、項目数を限って強調したりして、効果的な広報のあり方を検討してまいります。

# 【ルール9について】

歩く際にイヤホン等を使用することは 当然個人の自由です。本ルールは、イヤホンから流れる音楽等に気を取られるなど して対向者に気づかず接触事故を起こさ ないよう気を付けてほしいという趣旨で、 補聴のためにイヤホンを装着されている 方を対象にするものではありません。 者他)の安全は両立するとは思えません。

(ルール 16)

山頂付近以外のマウンテンバイクの許可と高齢者・妊婦・小児・障がい者(車いすの 形態として定着しております。ただし、す 方・聴覚障害者他)の安全は両立するとは思えません。 れ違い時等に怖い思いをされる場合もあ

(ルール 17)

この表記では使用していいのかいけないのか分からないです。

「地権者・管理者等の了解を得た公共目的・防災目的の使用以外は禁止」でいいのではないでしょうか。

#### 【ルール 15 について】

トレイルランニングは、新しい山の利用 形態として定着しております。ただし、す れ違い時等に怖い思いをされる場合もあ る歩行者への配慮を求めるためルール化 したものです。

## 【ルール 17 について】

本地域は、法的にドローン使用が禁止されていないエリアなのです。しかし、頭上等に落下する危険性を出来る限り低くし、自然公園を歩く方々、地元の生活者、事業者のみなさまの安全を守るため、私的な利用を自粛していただくようルール化したものです。

11 | 八王子生まれの私は、子供の頃から高尾山には親しんできました。

特に専門的な知識がある訳ではないですが、植物・動物等に興味を持っています。 最近の高尾山の賑わいにはビックリさせられます。あまりに人が多く、日影沢でさ え花が減り、寂しいです。昔は姿を見られたゴジュウカラなども見かけなくなりまし た。これ以上、賑やかにならない方が、いっそ良いかと思うくらいです。楽しむ人が 増えた事が悪い訳ではないのですが…。

# 【1号路の植栽について】

道路、歩道の整備等公園事業について は、本管理運営計画に沿って、植栽の許認 可を実施してまいります。 今年、5月に行ってみて驚いたのは、1号路女坂に変な物が植えられていた事です。 斜面の整備(土砂崩れ、木が倒れたりしない様に工事したと思われます)にコアジサイに似た植物と、名前のわからない植物が土留め用に植えられていました。高尾本山にはコアジサイは自生しないと聞いていますし、とても不釣り合いに感じました。

もともと、色々な経緯で、自生植物だけではない植物も沢山ある高尾山ですが、これから管理運営して行く上では極力今の生態系を壊さない様に、お願いしたいと思います。

女坂の整備に使われた植物は、東京都で指定した物なのでしょうか?

業者に任せただけだと、いい加減なものが植えられてしまうと思います。何も植えないで、自然に色々なものが芽生えてくるのを待つという選択肢はないのでしょうか?

整備するという名目で工事が行われ、悪くなって行くのは避けて欲しいです。一丁平の貴重なフナバラソウが一丁平周辺の整備の際に失われてしまった様な事が、また起きるのではないかと心配しています。

また、いろいろな人が、庭のもの等を持って来て植えていくのも困ります。山頂の近くには、コシノカンアオイ、ヘメロカリスなどがいつのまにか植えられていて、増えているようです。ビジターセンターの方たちにでも、除去して欲しいのですが…。自然管理、啓蒙のための人の確保をお願いしたいです。

12 資料は、カタカナ語や外来語もなく、高齢者でも大変読み易く出来ていると思いました。具体的な地図なども理解しやすい工夫がされており、全体的にわかりやすい資料

【庭のものなどを勝手に植える行為】

利用ルール 12 に、「生態系に影響を与えるおそれがある動植物を持ち込まないようにしましょう。」というルールを明記しました。

【短期、長期の区別について】

自然公園は、公園ごとの公園計画に基づ

でした。

内容としては短期計画と長期計画の区別が付いていない印象を受けました。短期で実 行するものと長期に渡り実施すべき事項を整理していただいた方がより良い資料と なると思いました。

最後に自然公園という事で、手を加え過ぎない今回の策定方針に賛同します。

いて、規制計画、事業計画を定めており、 事業計画に基づいて事業を執行しますが、 実際の個々の施設の整備・改修・管理運営 等についてはそれぞれの老朽化や利用な どの状況に応じてスケジュールを決めて います。

本管理運営計画は、本公園の価値や保全・利用のビジョン(目指すべき姿)を実現するための保全対象、保全方針、利用資源、利用方針、利用に関する施策を総括的に記載したもので、長期・短期の区別はしてはいません。

**13** 全体の「志し」は大変よく理解できますが具体性がないのでどこをどうするかというのはなかなかわからないです。

東京都自然公園関係の行政の実施状況を見ていますと

1) 問題発生後の対応が遅い

数十年前に地方の市町村で「すぐやる課」という部署横断的な係を設置して市民の要望に対応するサービスを取り入れて成果を上げていました。東京都の自然公園にもそういった窓口があれば対応が迅速なるのではないかとも思われます

- 2) 問題解決や新規事業を申請しても担当個人の裁量が大きくて対応がまちまちである (担当が変わると規制がガラリと変わってしまう)
- 3) 国際化や高齢化に対応して施設(道標など)を設置する場合、地元の意見を取り入れることがないためとんでもない代物を作る。あるいは作り直しで無駄に税金投入が行わ

## 【行政の対応状況について】

ご意見2)のような、行政担当者の裁量 で結論が異なるといったことが無いよう、 管理運営計画に、自然公園法令の細部解釈 を示しました。

ご意見につきましては、協議会の場を通 じ、地域の皆様と施設整備に係る情報共 有・意見交換を実施してまいります。 れている。

例)世界的にトイレは洋式です。日本の高齢化も鑑みて洋式が必須です。

東京都が「構造的に和式で行きたい」とおっしゃっても実際現場でメンテナンスや不満を 受け付けるのは地元の観光協会やビジターセンターです。意見の吸い上げを迅速にお願い したいです。

国立公園レンジャーは「単に見て回って指摘する」だけでなくゴミ袋のひとつも持参して、できる範囲で良いのでゴミ拾いや草や枝の除去 (携帯の鎌やノコギリの持参)、トイレ周りの点検 (水道の破裂や洗浄装置) やゴミ拾いのひとつでもして貰えば美化につながります。また施設などの状況の情報共有をしてもらいたいです。

## 4) 救急、緊急体制の不備

たくさんの行楽客(自然に親しむ市民や外国人)を受け入れるには情報提供と安全確保が緊急課題です。

例えば御岳山では年間数十回の登山者の事故が発生し、地元の消防団が、1年に40回出 然公園の安心、安全に係る課題について検動し、過度な負担を強いております。想像するに高尾地区は、入り込み数から考えても数 討してまいります。 倍の労力がかかっていると想像します。山岳救助隊(消防署や警察署)の人数も限られているので、本格的に入り込み数が増えるのは予想されますので救急体制を再構築することは緊急課題です。

5) 例えば、御岳山地区の都の地図は表に日本語地図、裏が「自然公園の利用の心得」でしたが表に日本語なら裏は英語の地図にしてもらいたかったです。地元の意見を聞きつ

## 【高尾の救急、緊急体制について】

協議会には、警察、消防のみなさまにも 参加をいただいております。高尾陣場の自 然公園の安心、安全に係る課題について検 討してまいります。

【地域のPR、多言語対応について】 地域のPR用の地図の作成や多言語対 つ、行ってくれれば無駄に予算を使わなくて済む問題です。

## 3) 結論

「自然をより多くに親しんでもらう」という総論には賛成ですが、それには行政と受け す。 入れる地元との綿密な関係が必須です。行政は、「諮問委員会」などを立ち上げても、往 往にして「現場を知らない委員ばかり」なのが実情です。

高尾での取組が絵に描いた餅にならないよう実践的な委員会になるよう、お祈りしています。

応についても、多様な主体が集まる協議会において、意見交換をしながら、より効果的な記載を検討し、PRにつなげて参ります。